

資材置場等目的での農地転用許可の取扱いについて

国の定める「農地法関係事務処理要領」において、転用目的が資材置場のように**建築物の建築等を伴わないもの**(以下「**資材置場等**」という。)である場合には、当該転用目的どおり十分な利用がなされないまま他用途に転換されることがないよう、転用許可に際しては事業実施の確実性等を的確に判断することとされてきました。

しかしながら、近年、資材置場等に転用する目的で農地転用許可を取得し、事業完了後1か月足らずの間に太陽光発電設備が設置される事例が全国で複数確認されており、許可申請上の疑義が生じているほか、不要不急の農地転用につながるおそれがあることから、一層厳格な対応が必要となっています。

このようなことから、転用目的が資材置場等である場合の農地転用許可について、次のとおり取り扱うこととなりましたので、ご対応いただくようお願いします。この対応は、令和6年4月1日以降の許可分が対象となります。

転用申請の前に、事前に協議をお願いします。

1 資材置場等とする目的で農地転用をご検討の方へ(建築物の建築や設備の設置を伴うものは対象外)

- ・ 資材置場等について、一時転用により目的が達成できないかどうか、今一度ご検討ください。

(一時転用で目的が達成される例)

トンネル工事や分譲宅地の造成等、工期が定まっている事業のために必要となる資材 置場・駐車場等
(恒久転用でなければ目的が達成されない例)

建設会社や建設資材の販売・リース会社等が、生業として当該地域で継続的に事業を行うために必要となる資材置場・駐車場等

- ・ 資材置場等への恒久転用でなければ目的が達成できないと判断された方へ

転用申請に先立ち、農業委員会に事業計画をお知らせください。関係資料を提示いただき、事前に県に報告し、一時転用により目的が達成できる事案かどうかを検討させていただきます。当該事案が一時転用により目的が達成できると判断された場合は、事業計画について再度検討をお願いします。

転用工事完了後も、3年間は実施状況報告をしてください。

2 資材置場等とする目的の『 恒久転用の許可を受け工事を行った後の対応 』について

・ 県知事の転用許可において「工事の完了の報告があった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告すること」という条件が付いた場合、転用工事完了後も3年間は実施状況報告をしてください。

・ 工事完了報告後3年以内において、必要に応じて現況確認を行います。許可に係る土地が**事業計画とは異なる目的に使用されている場合は、許可を受けた者から事情を聴取等した上で、農地法 51 条1項4号**(偽りその他不正の手段により…許可を受けた者)に該当するかどうかを確認し、該当する場合は同項の規定に基づく**処分を検討**します。

・ 事情聴取等の結果、経済事情の変動その他情勢の推移により他用途に供することがやむを得ないと判断される場合は、既に農地ではないので、工事完了報告後3年以内でも他用途に供することは可能です。

問い合わせ先

西之表市農業委員会 農地振興係